

転倒災害のない職場 HIROSHIMA プラン

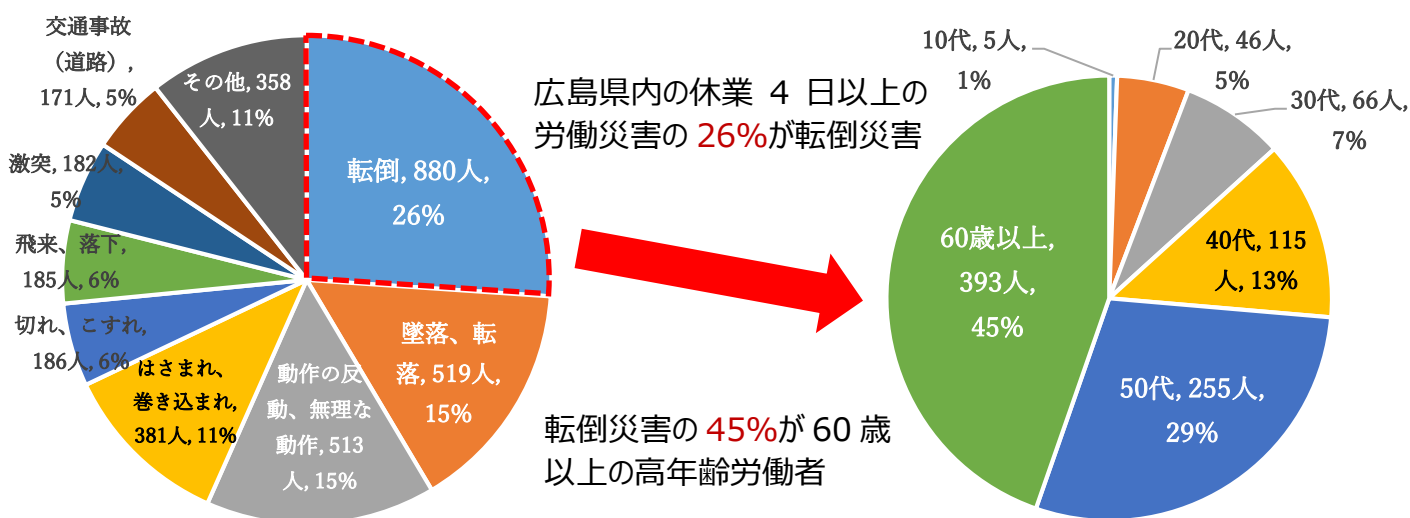
～ 広島第 14 次労働災害防止推進計画に基づく転倒災害防止対策実施要綱 ～

1 趣旨目的

広島県においては、近年、**転倒による労働災害**（以下「転倒災害」といいます。）が**増加傾向**にあり、令和 5 年は、休業 4 日以上労働災害の**概ね 4 分の 1**を占めるに至っています。また、転倒災害の 45% が 60 歳以上の高年齢労働者によるものとなっています。

このような状況を踏まえ、転倒災害の増加に歯止めをかけ、更に減少に転じさせることを目的として本要綱（プラン）を定めるものです。

広島県内の労働災害発生状況（令和 5 年）



2 実施期間

本要綱の施行日（令和 6 年(2024 年) 3 月 29 日）から令和 10 年(2028 年) 3 月 31 日まで

3 目標

- （1） 転倒災害防止対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を令和 9 年までに 50%以上とすること。
- （2） 上記 2 の実施期間中の 1 年間に発生する転倒災害による休業 4 以上の死傷者数（確定値）を令和 9 年までの間に減少に転じさせること。



4 実施内容

(1) 実施体制等

事業者は、転倒災害を防止する取組を推進する責任者を指名してください。なお、労働者に対して転倒災害を防止する取組を推進する旨の基本方針を表明しておくことが望めます。

(2) 転倒災害を防止する対策

ア ハード面の対策



イ ソフト面の対策

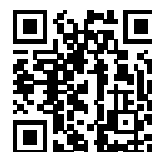


(ア) ストレッチ体操等の体操・運動の実施

【例】JFE スチール株式会社「アクティブ体操® Part II」

(イ) 体力測定等による転倒リスクの判定

【例】中央労働災害防止協会「転びの予防 体力チェック」



(3) 安全衛生教育

厚生労働省 HP

「転倒予防・腰痛予防の取組」



HP「職場のあんぜんサイト」

「転倒災害防止対策の推進について」



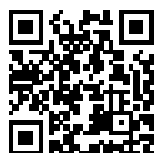
(4) 健康管理

労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施するとともに、医師の意見を踏まえて診断結果に基づく事後措置を適正に実施すること。

また、協会けんぽ広島支部の労働者への特定保健指導の実施等に協力すること。

(5) 外部資源等の活用

- 中災防 中国四国安全衛生サービスセンター「中小規模事業場安全衛生サポート事業」
- 広島産業保健総合支援センター「転倒・腰痛ゼロ災！無料出張サービス」
- エイジフレンドリー補助金の活用



- 保健所等の地域・職域連携推進事業への参加
- 広島県 SAFE 協議会(小売業・介護施設)への参加

(6) 表彰

ア 事業場内の表彰

イ 広島労働局長による安全衛生優良事業場表彰制度